

税務トレンダ

四季報

第47回

2. 適格請求書発行事業者

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

(1) 登録制度

2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

この登録申請が2021年10月1日からスタートします。

1. インボイス制度

消費税の納付税額を計算する

上で、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる仕入税額控除を適用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。

これを「適格請求書等保存方

式」(インボイス制度)といいます。

①3万円未満の公共交通機関

格請求書発行事業者となるため

には、2021年10月1日から

②出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食料品等の販売(出荷)から委託を受けた受託者が卸

売の業務として行うものに限る。)

③生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに使うものに限る。)

④3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等

⑤郵便手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便・ボス

トに差し出されたものに限る。)

なお、小売業、飲食店業、タ

クシー業等の不特定多数の者に

対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡単なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

これまで実施されてきた経営環境が激変して、会社に必要な利益を確保し、継続繁栄させることが難くなっています。昨今、経理の重要性が増してきています。当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全4回シリーズで開催します。また、経理が経営戦略などのように関係しているかといったポイントも加えて解説しますので、今後の経営戦略を構築する際に役立てて頂ければ幸いです。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしています。

これからは、適格請求書発行事業者からの仕入でないと仕入税額控除が出来ないため、免税事業者は取引から排除される可能性があります。

どうすれば良いのか考える必要になります。

あなたへの経営羅針盤

Office
Mitsubishi

株式会社オフィスマツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL <http://www.office-m.co.jp/>

2021年第1回 経理実務の基礎

経済環境が激変して、会社に必要な利益を確保し、継続繁栄させることが難くなっています。昨今、経理の重要性が増してきています。当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全4回シリーズで開催します。また、経理が経営戦略などのように関係しているかといったポイントも加えて解説しますので、今後の経営戦略を構築する際に役立てて頂ければ幸いです。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしています。

◆日 時 2021年9月8日(水) 14:00~16:00
◆講 師 取締役 CFP 中野一弘
◆会 場 てらまちピュア空港(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB,L,D

◆参 加 費 1,000円(税込)
◆定 員 8名
◆お問合せ 株式会社オフィスマツヒロ
総合企画部/下田・和田

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催日時・内容・実施方法などを変更する場合がございます。